

誓 約 書

私は、阿武町人材確保支援事業補助金の交付の申請に当たり、下記の事項について、その全てを満たすことを誓約します。また、申請後において、下記の事項に反する事実が判明したとき、又は反する事態になったときは、速やかに貴職宛てに申し出るとともに、阿武町が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

記

- 1 補助金の交付を申請する事業は、人材確保事業を実施するものです。
- 2 直近の決算における売上額が 1,000 万円以上です。
- 3 町税に滞納がありません。
- 4 阿武町人材確保支援事業補助金交付要綱に違反したとき、又は補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき、その他町長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたときは、補助金を返還します。
- 5 阿武町人材確保支援事業補助金交付要綱の目的を理解した上で補助金の交付を申請し、この申請書及び添付書類に記載の事項について事実と相違ありません。
- 6 申請内容の確認を行うため必要があると町長が認めるときは、町長が他の補助制度等の活用状況、町税等の納付状況、住民基本台帳の記載事項等について調査し、又は関係機関に情報の提供を求めることについて、同意します。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業者に該当する者ではありません。
- 8 自己又は自社若しくは自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。なお、このことに関し、阿武町が山口県警察本部に必要な照会をする場合があることについて承諾します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 9 前項第 2 号から第 6 号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

阿 武 町 長 様

申請者名 _____

個人の署名又は法人代表者の署名